

追 加 議 案 目 次

議案第 3 1 号	専決処分について（裁判上の和解）……………	9 2
議案第 3 2 号	秩父市公平委員会委員の選任について……………	9 5
議案第 3 3 号	秩父市固定資産評価審査委員会委員の選任について…	9 6
議案第 3 4 号	秩父市固定資産評価審査委員会委員の選任について…	9 7
議案第 3 5 号	秩父市固定資産評価審査委員会委員の選任について…	9 8
議案第 3 6 号	秩父市固定資産評価審査委員会委員の選任について…	9 9
議案第 3 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	1 0 0
議案第 3 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	1 0 1

議案第 31 号

専決処分について

裁判上の和解については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 3 月 16 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

専決処分書

裁判上の和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年2月20日

秩 父 市 長 北 堀 篤

裁判上の和解について

次のとおり、東京地方裁判所立川支部 令和元年（ワ）第1775号損害賠償請求事件について和解をする。

1 和解の内容

- (1) 被告秩父市は、原告に対し和解金1,100万円の支払義務があることを認め、これを令和5年3月末日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。
- (2) 被告Yは、原告に対し和解金200万円の支払義務があることを認め、これを令和5年3月末日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告らは、原告と被告ら間には、この和解条項に定めるほか、債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

2 事件の概要

- (1) 原告が平成29年8月1日午前3時ごろ、三峯神社・気守り頒布の日、三峰へりポート付近に市が設置した、照明器具のない仮設トイレを利用した後、足を踏み外して骨折した。
- (2) 令和元年8月7日、東京地方裁判所立川支部に訴状が提出された。
- (3) 令和5年2月8日、21回の口頭弁論等を経て、東京地方裁判所立川支部から本市及び原告に対し、和解案が提示された。

議案第 32 号

秩父市公平委員会委員の選任について

秩父市公平委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 (略)

氏 名 關根昭文

生年月日 (略)

令和 5 年 3 月 16 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

秩父市公平委員会委員關根昭文は、令和 5 年 5 月 23 日に任期が満了するので、議会の同意を得て選任したいため、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により提出する。

議案第 33 号

秩父市固定資産評価審査委員会委員の選任について

秩父市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて同意を求め
る。

住 所 (略)

氏 名 戸井田 修

生年月日 (略)

令和 5 年 3 月 1 6 日 提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

議会の同意を得て選任したいため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4
2 3 条第 3 項の規定により提出する。

議案第34号

秩父市固定資産評価審査委員会委員の選任について

秩父市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 (略)

氏 名 福原隆夫

生年月日 (略)

令和5年3月16日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

議会の同意を得て選任したいため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により提出する。

議案第35号

秩父市固定資産評価審査委員会委員の選任について

秩父市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて同意を求め
る。

住 所 (略)

氏 名 小泉真人

生年月日 (略)

令和5年3月16日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

議会の同意を得て選任したいため、地方税法（昭和25年法律第226号）第4
23条第3項の規定により提出する。

議案第36号

秩父市固定資産評価審査委員会委員の選任について

秩父市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて同意を求め
る。

住 所 (略)

氏 名 山崎克則

生年月日 (略)

令和5年3月16日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

議会の同意を得て選任したいため、地方税法（昭和25年法律第226号）第4
23条第3項の規定により提出する。

議案第37号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者に次の者を推薦することについて意見を求める。

住 所 (略)

氏 名 池田和美

生年月日 (略)

令和5年3月16日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

人権擁護委員高野豊子は、令和5年6月30日に任期が満了するので、議会の意見を聞いて法務大臣に推薦したいため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により提出する。

議案第38号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者に次の者を推薦することについて意見を求める。

住 所 (略)

氏 名 小池正一

生年月日 (略)

令和5年3月16日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

人権擁護委員佐々木奉昭は、令和5年6月30日に任期が満了するので、議会の意見を聞いて法務大臣に推薦したいため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により提出する。